

◆条例の概要について

1 条例の性質

いわゆる理念条例と呼ばれる類型のものです。

2 条例の位置づけ

本市では「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（通称：オーガニックなまちづくり条例）」（平成 28 年条例第 28 号）第 3 条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

しかし、私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していくことが求められるようになってきました。

そこで、「オーガニックなまちづくり条例」第 3 条の基本理念に関する部分をクローズアップし、新たに条例化することによって、同条例を補完する役割を持たせることを考えました。

今回制定する条例は、「オーガニックなまちづくり条例」を上位としつつ、そのキーコンセプトである「自立・循環・共生」のうち、共生社会推進に関する部分を具体化・明確化する条例としての位置づけを行います。

3 提案理由

市民一人一人が個人として尊重され、多様性を認め合い、互いを思い助け合いながら、自分らしく安心して暮らし働くことのできる彩り豊かな個性が集う多様性のある社会を本市において実現するため、新たに条例を制定しようとするものです。

4 制定スケジュール

9月上旬から総務課との事前協議を開始し、政策調整会議、男女共同参画推進委員会、総合政策会議でご審議いただいてから、12月議会の常任委員会協議会と全員協議会を経て、12月中旬から1月中旬までパブコメを実施します。この時に大きな変更がなければ、3月議会での上程・議決をもって制定という運びとなります。※詳細は資料4をご参照ください。

5 条例タイトル

市制80周年記念事業のひとつとして、未来の木更津市に残したいものをテーマに市内の小学生が純真無垢な思いで描いたアートの数々をパレットのようにデザインした「きさらづパレット」という作品から引用し、条例のタイトルを「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」とします。